

核共有と非核三原則に関する質問主意書

提出者 中谷 一 馬

核共有と非核三原則に関する質問主意書

一 日本国は平和憲法のもと「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」という非核三原則の国是を堅持してきた。しかしながら石破茂総理大臣は、米国の核兵器を日本で運用する「核共有」は非核三原則に触れるものではないと述べている。また、総理は、令和六年十月七日の衆議院本会議において、非核三原則を政策上の方針として堅持しており見直す考えはない旨の答弁を行っているが、「核共有」は、そもそも「持ち込ませず」の原則を形骸化させるものであると考える。石破茂内閣の見解を示されたい。

二 核共有は、能力的にもNPT（核拡散防止条約）に鑑みても現実的ではなく、唯一の戦争被爆国として核廃絶を訴えてきたわが国の信頼を損なうことにもなると考えるが、如何か。石破茂内閣の見解を示されたい。

三 本年のノーベル平和賞を、日本原水爆被害者団体協議会が受賞し、核廃絶に向けた取組が注目されている中、石破茂総理大臣は十月十三日の報道番組において、核兵器禁止条約の締約国会議へのオブザーバー参加について「等閑視するつもりはない。真剣に考える」と述べたとされている。日本は唯一の戦争被爆

国として、「核兵器のない世界」の実現に向け、不拡散・軍縮のための取組に積極的・能動的な役割を果たすべく、核兵器禁止条約にオブザーバー参加すべきと考えるが如何か。石破茂内閣の見解を示されたい。

四 非核三原則に関する議論は平和外交・安全保障など国民の生命と財産を守る活動に直結する極めて重要な議論であることから、国民の生活を第一に考え、今国会でしっかりと議論を行うべきであると考え、石破茂内閣の見解を確認したい。

右質問する。